

中央委員会出席表 (○印へ出×印ハ欠)

	1	2	3	4	5
西 浦 宇 吉	○	○	○	○	×
川 村 保 太 郎	○	×	○	○	○
片 上 寅 吉	○	×	○	×	○
渡 邊 薫 潤	○	○	○	○	○
大 塚 定 次 郎	×	○	×	○	○
自 石 傳 四 郎	○	○	×	○	○
豊 島 兼 吉	×	×	○	○	○
伊 藤 助 一	○	×	○	×	○
白 石 泰 茂	○	×	○	○	×
宮 本 静 一	○	×	○	○	○
坂 口 若 松	○	×	○	○	○
蓮 沼 武	/	/	/	/	○
大 平 嘉 三 郎	○	○	×	○	×
濱 島 一 男	○	×	○	×	○
濱 橋 文 作	○	○	×	○	×
幸 義 知	○	○	×	○	×
關 矢 直	○	×	×	○	×

一四

2 日本労働俱楽部の結成と労働立法促進委員會の解消

日本労働俱楽部成立迄

六大労働團體に依つて組織されてゐる労働立法促進委員會内に於てこれを労働組合會議に迄發展改組せしむる意向が漸次有力になりつゝある事は、第十三回大會報告書に於て述べたことであるが、その後日本海員組合に依つて、全國労働組合同盟及日本労働組合總聯合等の所謂當時の中間派組合も之に參加せしむ可しとの意向を強力に主張されるに至つた。而し乍ら本同盟は、海軍労働團體を含む六大團體致の歩調を最も必要と信じてゐたると、官業労働組合としての特殊性に鑑み、中間派組合との急激なる結合を欲せざる旨を明かにした。かくて労働立法促進委員會内に於て此の問題が論議されたが、海員組合は労働立法促進委員會と別間に組合會議への前提たる労働俱楽部の組織を提唱するに至つた。依つて五月二十五日開かれた立法促進委員會第十九回委員會は、海員組合及海員協會を除く多數を以て左の如き申し合せを行つた。

イ 日本海員組合が俱樂部を組織されるは障壁なきも規約なき懇談會程度のものたる事。並にその場合に於ても本委員會加盟の組合が加入する所とは自由たる事。

ロ 俱樂部結成と同時に本委員會を組合會議に改組する事。

ハ 以上二點に就て加藤勝蔵(海軍聯盟)松岡勝吉(總同盟)を代表として日本海員組合を訪問せしめ詮解と賛成を得る極努力する事。

而し乍ら右の申合せに基く二代表の海員組合長の都合に依つて行はれず、六月十二日立法促進委員會第廿回委員會を開き、隔意なき意見を交換したる結果、健善なる労働組合主義確立に就いて完全なる意見の一致を見るに至り、左の如き申し合せ行つた。

一、健善なる労働組合主義の確立を期する爲、本委員會は日本海員組合提唱の日本労働俱楽部結成に賛意を表し、來る可き第三回懇談會に出席し、その成立に協力す。
二、労働立法促進委員會を組合會議に改組する事は當然之を見合はすも、依然として從來通り存置する。但し日本